

住宅都市局週休2日工事実施要領（営繕工事）

（目的）

第1条 本要領は、住宅都市局が施行する工事（住宅都市局以外が発注し、協定等に基づき住宅都市局が施行する工事を含む。土木工事共通特記仕様書を契約図書とするものを除く。以下「営繕工事」という。）における週休2日の取組を行うために必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）週休2日

① 完全週休2日（全ての週で週休2日以上）

対象期間において月単位の週休2日及び通期の週休2日を満たした上で、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

② 月単位の週休2日（全ての月で4週8休以上）

対象期間において通期の週休2日を満たした上で、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休2日（全体で4週8休以上）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間 現場着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

ア 年末年始（6日間）

イ 夏季休暇（3日間）

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間

カ 家屋調査など、現場外における調査等のみを行っている期間

キ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

ク 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

ケ その他、監督員が認めた期間

（3）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4）現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（5）現場着手日 現場代理人が現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

（6）工事完成日 名古屋市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第31条第1項に基づく工事完了届に記載された完了年月日をいう。

（7）契約依頼 契約事務等の手続に関する規程第14条に基づく、財政局主管課長に契約を依頼することをいう。

（週休2日の達成基準）

第3条 週休2日の達成基準は、次の各号によるものとする。

(1) 完全週休2日（全ての週で週休2日以上）

完全週休2日の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日（全ての月で4週8休以上）

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日（全体で4週8休以上）

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

2 前項において、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合には、(1)及び(2)の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとし、完全週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含み、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 本要領は全ての営繕工事に適用する。ただし、実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

なお、対象外工事として発注した場合であっても、契約後に受注者から週休2日適用工事として取り組む旨の協議があり、発注者が週休2日に起因する工期変更を行うことなく工事目的を達成可能と判断できる場合には、当該工事を第5条(3)の「通期の週休2日（全体で4週8休以上）型」として扱うものとする。

(発注方式)

第5条 発注方式は、次のいずれかによる。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 完全週休2日（全ての週で週休2日以上）型

発注者が「完全週休2日」に取り組むことを指定する方式。（月単位の週休2日及び通期の週休2日も必須）

(2) 月単位の週休2日（全ての月で4週8休以上）型

発注者が「月単位の週休2日」に取り組むことを指定する方式。（通期の週休2日も必須）受注者が現場着手前に「完全週休2日」に取り組む旨を発注者と協議した上で「完全週休2日」に取り組むことも可能。

(3) 通期の週休2日（全体で4週8休以上）型

発注者が「通期の週休2日」に取り組むことを指定する方式。受注者が現場着手前に「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議した上で「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組むことも可能。

(労務費の補正等)

第6条

(1) 補正方法

週休2日工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲

載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

①完全週休2日（全ての週で週休2日以上）型適用工事	労務費	1.02
	現場管理費	1.01
②月単位の週休2日（全ての月で4週8休以上）型適用工事	労務費	1.02

（2）積算及び変更方法

積算及び変更方法は次のいずれかによる。なお、契約変更は、契約約款第23条の規定に基づき行うものとする。

① 完全週休2日（全ての週で週休2日以上）型

「完全週休2日」の達成を前提に（1）①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日」に満たず「月単位の週休2日」を満たす場合、補正係数を（1）②に変更し、「完全週休2日」及び「月単位の週休2日」に満たない場合、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

②月単位の週休2日（全ての月で4週8休以上）型

「月単位の週休2日」の達成を前提に（1）②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「月単位の週休2日」に満たない場合、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

現場着手前に受注者が「完全週休2日」の取組を希望し、「完全週休2日」を満たす場合、補正係数を（1）①に変更し、現場管理費補正分を増額変更する。なお、現場着手日前に「完全週休2日」に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が「完全週休2日」の取組みを希望しない場合を含む。）については、増額変更の対象としない。

③通期の週休2日（全体で4週8休以上）型

労務費及び現場管理費を補正せず工事費を積算して予定価格を作成する。

現場着手前に受注者が「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望し、「完全週休2日」を満たす場合、（1）①により労務費及び現場管理費を補正し、「月単位の週休2日」を満たす場合、（1）②により労務費を補正し、補正分を増額変更する。

なお、現場着手日前に「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合を含む。）については、増額変更の対象としない。

（対象工事である旨の明示）

第7条 対象工事である旨の明示は、設計図書に週休2日工事である旨を記載すると共に、工事件名の後に「(週休2日)」を付け加える。なお、工事表示板や近隣挨拶資料等、契約に係る手続き及び住宅都市局工事施行要綱に定める様式以外においては「(週休2日)」を記載しなくてもよい。

（現場閉所（現場休息）の確認方法）

第8条 現場閉所（現場休息）の確認方法は、次に掲げるとおりとする。

（1）現場着手前

ア 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、現場着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で工程表を作成し、監督員に提出する。

(2) 現場着手後

- ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、工程表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- イ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「工事日報」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ウ 受注者は、週休2日が確保されていたこと（現場閉所（現場休息）率）が確認できる資料（現場閉所実績表、実施工程表など）を必要な都度、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

- ア 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- イ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ウ 発注者の都合により追加工事や工事一時中止を行うことになった場合など、対象外とする期間等を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と受注者との協議する。
- エ 各受注者は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、工程表等を作成する際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(契約変更手続き)

第9条 労務費又は現場管理費若しくはその両方の補正に係る変更契約の契約依頼は、契約終了日の20日前まで（週休2日以外に関する契約変更の契約依頼は1か月前まで）に行い、変更契約は工事完成日から契約終了日までの期間内で行う。契約依頼を工事完成日前に行う場合は、受注者と十分に協議を行い週休2日達成の見込みを立てた上で契約依頼を行う。なお、営繕工事のうち、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に規定する「議会に付すべき契約」に該当する工事についてはこの限りではなく、契約変更手続きに必要な日数等について契約担当部署と協議を行うこと。

(週休2日工事の対外的な表示)

第10条 受注者は、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示することを原則とする。記載内容は次の記載例を参考とし、大きさは日本産業規格A3サイズ以上とする。

ただし、表示内容と実際の状況が一致していないと解釈される可能性がある場合については、明示を省略することができる。

記載例（一般の場合）

週休2日工事

この工事は、建設現場における労働環境を改善するため週休2日の確保に取り組んでいます。

工事件名：○○○○工事

発注者：名古屋市住宅都市局○○部○○課

施工者：○○建設株式会社

週休2日工事

この工事は、建設現場における労働環境を改善するため週休2日の確保に取り組んでいます。

工事件名：〇〇〇〇工事

発注者：名古屋市住宅都市局〇〇部〇〇課

施工者：〇〇建設株式会社

注：本工事では現場事情により、平日も含めた不定期な休日での週休2日の確保に取り組んでいるため、土日祝日に作業を行う場合がございますので、ご了承ください。

（適正な工期の確保）

第11条 発注者は、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（国土交通省）等に基づき、適正な工期を設定する。

（工事成績評定）

第12条 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日に施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月1日に施行する。